

保育園・こども園を利用する3歳児から5歳児の保護者のみなさまへ

保育施設の給食の材料にかかる費用（給食費＝主食費＋副食費）については、
自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。

これまでも保育料のなかに、副食費（おかず代・おやつ代）
が含まれており、保護者のみなさまには保育料の一部として、
副食費をご負担いただいていた。

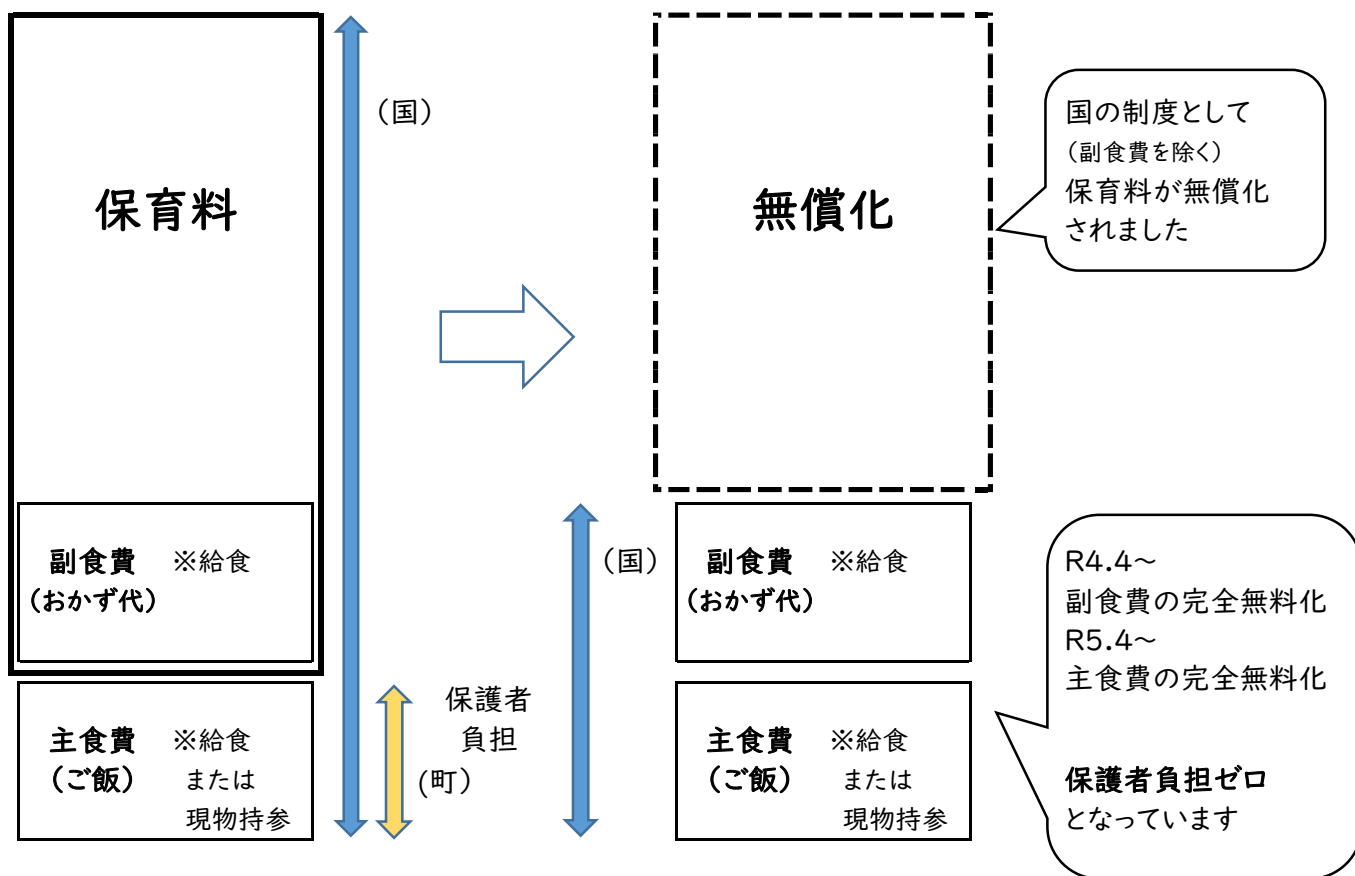
このため、各施設を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と
同様に、無償化後も引き続き、保護者のみなさまのご負担となります。



下仁田町では、国の無償化の対象となっていない副食費・主食費についても
町の独自事業により無料となっています。

これまで

無償化後（令和元年10月以降）



※下仁田町では国の無償化制度
スタートより前に町の単独事業として
保育料の無料化に取り組んできたため
以前より保育料はかかっていません